

平成28年度の組織改正について

平成28年度の組織改正については、引き続き、簡素で効率的な執行体制に向けた再編に努めるとともに、施策評価結果やそれに基づく重点課題を踏まえた推進体制の強化、新たな行政課題に対して迅速、柔軟に対応できる組織体制の整備などを図ることとする。

1 基本方針

- (1) 新たな行政課題への的確な対応
- (2) 時宜に応じた体制の整備

2 組織改正の主な内容

(1) 危機管理安全体制の推進に係る体制整備（危機管理安全局）

今後起こりうる南海トラフ巨大地震や津波災害、また、集中豪雨による被害など、防災や災害を含む危機管理事象に対して、よりの確に対応していく体制として、危機管理安全局を新たに設置する。

危機管理安全局には危機管理安全部を新たに設置し、災害・防災に係る企画・計画部門として企画管理課、企画・計画に基づく業務を行う部門として災害対策課をそれぞれ新たに設置するとともに、防災担当局から生活安全課を移管する。

なお、これにあわせて、防災担当局は廃止する。

(2) 本市のまちづくりの更なる推進に係る体制整備（企画財政局）

後期まちづくり基本計画の策定、尼崎版総合戦略の推進、旧聖トマス大学の跡地活用に係るソフト面・ハード面の具体的な検討・調整など、本市の今後のまちづくりに係る取組みを更に推し進めていく体制として、ひと咲きまち咲き推進部を新たに設置する。

ひと咲きまち咲き推進部には、政策課を移管するほか、旧聖トマス大学跡地活用について、その機能や施策展開に関する立案、検討及び調整、また、本市の学びの仕組みづくりの検討など、まちづくりにおけるソフト面の業務を中心に行う体制として、ひと咲き施策推進担当（課）を新たに設置するとともに、旧聖トマス大学跡地活用に係る施設整備に関する立案、検討及び庁内調整を行う体制として、ひと咲き施設整備担当（課）を新たに設置する。

また、まちづくりにおけるハード面の業務を中心に担う体制として、立

地適正化計画、地域交通政策、城内地区のまちづくりに係る業務等を行う、まち咲き施策推進担当（課）を新たに設置する。

なお、交通局の廃止に伴う各種業務をまち咲き施策推進担当（課）で行うほか、これらにあわせて、政策部、まちづくり企画・調査担当（課）、まちづくり調整担当（部）、まちづくり調整担当（課）は廃止する。

(3) 技術監理部門の強化及びファシリティマネジメントの推進等に係る体制整備（資産統括局）

本市の技術監理部門について、その強化を図るための体制として、技術監理部を新たに設置のうえ、工事の施行に係る検査、社会福祉法人等に対する建設補助等に伴う検査及びこれらの規定の整備等を行う技術監理課を新たに設置するとともに、都市整備局から建築課及び設備担当（課）を移管する。

また、本庁舎の耐震化を含む庁舎の維持管理業務を行う体制として、庁舎管理課を新たに設置する。

更に、ファシリティマネジメントを推進していく体制として、資産経営部にファシリティマネジメント推進担当（課）を新たに設置するほか、契約課を新たに設置する。

なお、これにあわせて、用地に関する事務を都市整備局に移管するほか、保全担当（課）及び契約・検査課は廃止する。

(4) 生活習慣病等の予防に係る体制整備（市民協働局）

生活習慣病の発症及び重症化の予防、介護予防及び介護重度化予防に係る業務について、より効果的かつ効率的に行う体制として、市民サービス部の健康支援推進担当（課）をヘルスアップ戦略担当（部）へ移管する。

(5) 障害者差別解消法等への対応に係る体制整備（健康福祉局）

障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることに伴い、対応要領を作成のうえ、苦情・相談に係る窓口の設置、紛争の防止・解決に係る業務を行うことや、手話言語条例の制定に係る協議会を設置し条例制定に向けた検討を進めていくほか、地域生活支援事業の見直しを行う体制として、障害福祉担当（部）を新たに設置するとともに、これらの事務を実施及び調整する体制として障害福祉政策担当（課）を新たに設置する。

なお、これにあわせて、障害者福祉に係る施策を一体的に取り組んでいく観点から、福祉部から障害福祉課及び障害者自立支援事業担当（課）を移管する。

(6) 疾病対策に係る体制整備（健康福祉局）

難病や小児慢性特定疾病の対象範囲が拡大しているほか、精神保健、アスベスト健康被害などに係る業務を一体的かつ効率的に行う体制として、疾病対策担当（課）を新たに設置するとともに、経済環境局企画管理課からアスベスト対策会議の事務局機能を移管する。

なお、これにあわせて成人保健担当（課）を廃止する。

(7) 子どもと青少年の育成支援の推進に係る体制整備（こども青少年本部事務局）

子どもと青少年に係る取組みについて、近年の社会情勢の変化等により様々な諸課題が発生し、また、子ども・子育て支援新制度をはじめとする新たな法の制定や各種の法改正がなされていることから、今まで以上に子どもを主軸に置き、市長事務部局及び教育委員会との連携・調整をより強化し、子どもや青少年に係る施策を更に積極的に推進していくことを目的として、平成28年度からこども青少年本部を新たに設置することにあわせ、その事務局機能と現在のこども青少年局の機能を併せ持つ体制として、こども青少年本部事務局を新たに設置する。

また、こども青少年本部事務局には、こども青少年部を新たに設置するほか、尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を踏まえ、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的に支援する仕組みとして、現在、旧聖トマス大学跡地への設置を進めているこどもの育ち支援センター機能の構築に係る準備事務を行うため、こどもの育ち支援センター準備担当（課）を新たに設置するとともに、現在のこども青少年局内の組織をすべて移管する。

なお、これにあわせて保育担当部を保育部へ名称変更する。

(8) 経済部所管の外郭団体の検討及び地方卸売市場の今後の在り方等の検討に係る体制強化（経済環境局）

経済部所管外郭団体の経営改善を更に進めていく必要があるほか、地方卸売市場に係る業務のうち、経営力の強化や今後の在り方に係る検討・調整を推し進めていく体制として、経済特命担当（課）を新たに設置する。

(9) 産業施策の再構築に係る体制整理（経済環境局）

産業振興基本条例に係る取組みを今後、更に進めていくため、産業施策を再構築し業務整理を行い、より効率的な事務執行を行っていく体制として、産業振興課と商業経営対策担当（課）を統合し、地域産業課を新たに設置する。

(10) 戸ノ内開発事務所の廃止（都市整備局）

戸ノ内住宅地区改良事業が平成27年度末で完了することから、戸ノ内開発事務所を廃止し、残事業を市街地整備課に移管する。

(11) 公営事業所の地方公営企業法の全部適用に係る体制整備（公営事業局）

平成28年度から公営事業所に地方公営企業法を全部適用することに伴い、現在の公営事業所を廃止し、公営事業局を新たに設置する。

なお、公営事業局には公営事業所を設置するとともに、現在の公営事業所から経営企画課、開催運営課及び施設管理課を移管する。

(12) 教育次長及び学校運営部の新設等（教育委員会事務局）

平成28年4月の新たな教育委員会制度への移行に伴い、新たな教育長は教育委員会の会務を総理するほか、教育委員会を代表することとなり、更に責任や業務の範囲が増大することから、この対応に係る体制整備として、教育次長を1名増員する。

また、学校教育に係る諸課題への対応を強化する観点から、学校の運営をより充実する体制として、学校運営部を新たに設置するとともに、学校に係る予算配当や管理業務を集約し効率的な執行を行う体制として、学校運営課を新たに設置する。

更に、中学校給食の実施に向けた準備や中学校弁当に係る業務を執り行う体制として、中学校給食担当（課）を新たに設置する。

なお、学校計画担当（部）及び学校計画担当（課）を廃止するほか、幼稚園教育振興担当（課）を廃止し、幼稚園教育振興プログラムの進捗管理等の業務を学務課へ移管する。

以 上